

津市運動施設（津地域）

新型コロナウイルス感染防止対策ガイドライン

令和 3 年 6 月 2 9 日 改訂
津市体育施設運営管理共同事業体
ス ポ ー ツ 振 興 課

新型コロナウイルス感染症拡大防止に向けた「三重県指針 ver. 1 2」に基づき、新型コロナウイルス感染防止対策ガイドラインを以下のように定め、新型コロナウイルス感染拡大防止に十分に留意しながら、津市運動施設（津地域）を管理、運営する。

なお、当ガイドラインについては、必要に応じて随時見直しを行うものとする。

1 利用者への協力依頼を行う項目（全施設共通）

ポスター等による啓発や予約時に協力依頼を行う。

- ・ 密閉空間・密集場所・密接場面の 3 条件の回避協力依頼
- ・ 手指の消毒設備の利用、石けんによる手洗い、咳エチケットの協力依頼
- ・ 大声での発声、声援、近接距離での会話等への配慮を協力依頼
- ・ 体温確認の協力依頼
- ・ 運動時を除くマスクの着用を協力依頼
- ・ 滞在時間について配慮の協力依頼
- ・ 発熱、咳等風邪の症状のある方の参加自粛を協力依頼
- ・ こまめな手洗いの励行
- ・ 専用利用代表者にご利用者特定の協力依頼
- ・ 器具、設備（机、椅子、器具等）の清拭消毒協力依頼
- ・ 「安心みえる LINE」、「新型コロナウイルス接触確認アプリ（COCOA）」の活用について、協力依頼
- ・ 緊急事態宣言やまん延防止等重点措置が発出されている都道府県及び飲食店等への営業時間短縮等の要請がなされているエリアにお住まいの方については、利用の自粛について協力依頼
- ・ 県外において、その他の地域にお住まいの方についても、お住まいの都道府県の移動に関する方針等にご留意いただき、必要性について今一度立ち止まって慎重に検討し、可能な限り利用を控えるよう協力依頼
- ・ 県内にお住まいの方については、基本的な感染防止対策の徹底について協力依頼
- ・ イベントの開催について、下記基準を満たすよう協力依頼

期間	収容率	
令和 3 年 7 月 1 日から 令和 3 年 8 月 3 1 日まで	(1)大声での歓声・声援等がないことを前提としたイベント	(2)大声での歓声・声援等が想定されるイベント
	100%以内	50%以内

(1) 大声での歓声・声援等がないことを前提としたイベント

- ・三重県指針 ver. 1.2 【別冊】「感染防止のチェックリスト（イベント開催時の必要な感染防止策）」の取組が徹底されていることを前提とする。
 - ・施設毎の収容定員（開催基準）は「3 施設毎のイベント開催基準」参照
- (2) 大声での歓声・声援等が想定されるイベント
- ・三重県指針 ver. 1.2 【別冊】「感染防止のチェックリスト（イベント開催時の必要な感染防止策）」の取組が徹底されていることを前提とする。
 - ・大声での歓声・声援等が想定されるイベントにおいて、固定席がある場合は極力座席の前後左右を空けるよう努めることとする。
 - ・施設毎の収容定員（開催基準）は「3 施設毎のイベント開催基準」参照

- ※ 大声での歓声・声援等の有無については、三重県指針 ver. 1.2 【別冊】における別紙2「各種イベント例」を参考とし、これまでの開催実績における実態や類似イベントにおける大声での歓声・声援等の有無により判断する。
- ※ (1)(2)について、条件が満たされていない場合は、収容率50%以内を上限とする。
- ※ 「三重県指針」 ver. 1.2 【別冊】別紙2において、大声での歓声・声援等が想定されるイベントに分類されるものは原則、収容率上限50%であるが、イベントの特性に照らして大声での歓声・声援等が想定されず、収容率上限を100%とする扱いが適切であると考える場合で、参加者が1,000人を超える場合は事前に三重県及び施設管理者に相談することとする。

2 施設管理者における対応項目

- ・施設毎に「安心みえるLINE」に登録、QRコードを掲示し、利用者に対して活用を呼びかける。
- ・従業員のマスク着用
- ・手指の消毒設備の設置（受付に設置）
- ・飛散防止幕設置
- ・定期的な清掃、消毒の実施
- ・利用後に換気の実施
- ・サーモグラフィーカメラの貸出

3 施設毎のイベント開催基準

施設名	収容人数	開催基準（人数等）	
■ 海浜公園内陸上競技場			
競技場面	—	十分な間隔を確保できる人数	
スタンド	2,000	1,000	
会議室	24	大声での歓声・声援等がない ことを前提としたイベント	24
		大声での歓声・声援等が想定 されるイベント	12
津球場公園内野球場			
野球場面	—	十分な間隔を確保できる人数	

スタンド	8,420	4,210
■ 古道公園内テニスコート		
コート面	—	十分な間隔を確保できる人数
観覧席	316	158
■ 海浜公園内テニスコート		
コート面	—	十分な間隔を確保できる人数
スタンド	327	163
■ 入江公園内テニスコート		十分な間隔を確保できる人数
■ 古河公園内テニスコート		十分な間隔を確保できる人数
■ 北部運動広場		十分な間隔を確保できる人数
■ 乙部公園内運動広場		十分な間隔を確保できる人数
■ 南部緑地公園内運動広場		十分な間隔を確保できる人数
■ 西部運動広場		十分な間隔を確保できる人数

※三重県指針 ver. 1.2 【別冊】別紙2において「大声での歓声・声援等が想定されるイベント」に分類されるイベントであっても、イベントの特性に照らして大声での歓声や声援が想定されず収容率上限を100%とする扱いが適切と考える場合は、三重県指針 ver. 1.2 【別冊】（4ページ）の条件を満たすことにより、収容率上限を100%とすることができる。

※海浜公園管理事務所会議室以外の施設におけるイベントは、「大声での歓声・声援等が想定されるイベント（スポーツイベント）」を前提としているが、「大声での歓声・声援等がないことを前提としたイベント」の開催希望があった場合は個別に判断する。

4 施設利用者に感染者がいたことが判明した場合

保健所あるいは県等からの報告を受領後、速やかに津市体育施設運営管理共同事業体と市が協議を行い、感染者の利用実態を踏まえた対応を行う。

- ・ 保健所の指示に従い、必要があれば施設内の消毒を速やかに行う。
- ・ 消毒は原則として、保健所の指示があった日の翌日までに実施する。
- ・ 消毒については、保健所の指示を踏まえ、ドアノブ、トイレ、更衣室及び施設内備品など、手指が接触する箇所や飛沫が飛散すると考えられる箇所の拭き取りを実施する。
- ・ 消毒を実施する場合は、施設の利用継続、利用制限、一部休止あるいは全館休止の判断を行ったうえで、施設管理者で行えるか、委託業者で行うかの判断を行い、実施する。
- ・ 消毒日時にイベント等が開催されている場合は、施設利用者との調整を行い、イベント等への影響を最小限に抑えながら消毒を行い、イベント等の開催が予定されている場合は、施設を利用される時間までに利用する箇所の消毒を行う。
- ・ 感染者の施設利用日時については、ホームページ等で公表し、当該日時に施設を使用した利用者等への体調管理を呼びかけるとともに、施設利用の予約者には、感染防止の徹底を啓発する。